

「特別な休暇制度の導入・活用セミナー」 のご案内

平成30年9月
株式会社日本能率協会総合研究所

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、日本能率協会グループの事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社、(株)日本能率協会総合研究所では、厚生労働省委託事業「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業」を実施しております。

長時間労働等の業務に起因した脳・心臓疾患等の労災認定件数は、近年、高水準で推移しており、依然として働く者にとって職場環境が厳しい状況にあります。このような状況を変えていくために、労働時間をはじめとする働き方・休み方の見直しを進めることにより、過重労働を解消し、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができる労働環境を整備することが重要な課題となっています。

また、経済社会を持続可能なものとしていくためには、その担い手である労働者が、心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされている時間と労働時間等を柔軟に組み合わせ、心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分発揮できる環境を整備していくことも必要です。

このため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に加え、病気休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、裁判員休暇、犯罪被害者の被害回復のための休暇、罹災休暇など、労働者個々の事情に対応しつつ、事業場等において労使の話し合いにより導入される休暇制度である「特に配慮を必要とする休暇制度」の普及促進を図ることは、労働者の仕事と生活の調和の実現や労働者の健康の回復を図るためにきわめて有効です。

厚生労働省では、本事業を継続的に実施しており、労働者の健康や生活に配慮するための「特に配慮を必要とする休暇制度」の普及促進を目的として、導入事例集の作成・配布やリーフレット及びポスターの作成・配布等の各種広報事業を実施するものです。

また、本テーマでセミナーも開催する予定です。詳細は、下記のホームページをご参照ください。

【申込方法などの詳細】

<https://www.jmar-form.jp/3010.html>

【参考】

働き方・休み方ポータルサイト

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

本セミナーでは、人事・労務管理専門家による基調講演を通じて、「特に配慮を必要とする休暇制度」の導入・活用のために参考となる情報を提供いたします。

また、働き方改革関連法（労働基準関係）についての説明も行います。

【平成30年度厚生労働省委託事業実施機関】

株式会社日本能率協会総合研究所 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22

担当：佐野

TEL：03-3578-7575 FAX：03-3432-1837

敬具